

一般社団法人苫小牧青年会議所 会員資格規則

第1条 (名 称)

一般社団法人苫小牧青年会議所定款に基づき、本会議所の会員資格規則を定める。

第2条 (入会手続)

入会を希望する者は、入会申込書の提出に際し、次の要件を満たす正会員2名以上の推薦を受けなければならない。

(1) 入会后2年度を経過している会員

(2) 当該年度の会費を期限までに納入している会員

2 推薦者となった正会員は、推薦した入会希望者が正会員となった場合に義務の不履行があったときは、その全ての責任を負わなければならない。

3 理事会は、理事3名以上7名以内で構成する入会審査会議を設置して審査を行い、その審査結果に基づき入会を承認するものとする。

4 他の青年会議所において正会員であった者から入会の申込みがあったときは、当該青年会議所の推薦書をもって第1項の推薦及び第3項の審査があったものとみなす。

第3条 (会員の権利)

会員は当会の定款、諸規則に定められた、すべての権利を有する。

第4条 (会費)

入会金、会費及び納入の期日は次のとおりとする。

(1) 入会金 40,000円とし、入会を承認された月の末日までに納入するものとする。

(2) 普通会費 125,000円とし、毎年度2月末日までに納入するものとする。ただし、新入会員については、入会した事業年度のみ、普通会費を12で除した額に当該事業年度における在籍月数を乗じた額(100円未満は切り捨て)とし、入会を承認された月の末日までに納入するものとする。

(3) 終身会費 40,000円とし、特別会員となる前の事業年度の末日までに納入するものとする。

(4) 納入方法 会費の納入は、指定口座への振り込み若しくは事務局へ現金を持参するものとする。

2 本会議所を一度退会した者が再度入会した場合は、入会金を免除する。

第5条 (会費滞納による会員資格の喪失)

定款第11条第1項第5号を理由とする会員資格の喪失の手続きは次のとおりとする。

(1) 担当理事は、納入期限を経過してなお会費を納入しない会員に対して、書面をもって2週間の期限を定めて勧告しなければならない。

(2) 前号の勧告にもかかわらず、未納の場合は、理事長は1ヶ月の期限を定めて、配達証明付内容証明郵便をもって勧告しなければならない。

(3) 前号の勧告後なお、当該事業年度の11月30日迄に、会費を納入しない会員は、会員資格を喪失する。

(4) 前3号の規定にかかわらず、正当な理由がある場合は、理事会の承認をもって、これを適用しない。

第6条 (退会勧告等)

理事長は、正当な事由なく例会への出席を怠った正会員に対し、理事会の承認を経て次の措置を取ることができる。

(1) 例会を連続して3回欠席した正会員に対しては、警告書を送付する。

(2) 例会を連続して5回欠席した正会員に対しては、退会勧告書を送付する。

2 本会議所の事業活動、公益社団法人日本青年会議所、同北海道地区協議会及び他の青年会議所が開催する事業への参加により例会を欠席した場合は、これを出席したものとみなす。

3 やむを得ない理由により例会に出席できなかったものとして理事会が承認したときは、第1項の規定は適用しない。

第7条 (委任)

本規則の施行に関する細則は、理事会の決議をもってこれを定める。

附則

本規則は、一般社団法人苫小牧青年会議所の設立の登記の日より施行する。